

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

福井労働局一般公示第1号

福井地方最低賃金審議会は、福井県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、福井県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和4年7月25日までに、福井地方最低賃金審議会（福井市春山1丁目1番54号福井労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和4年7月5日

福井労働局長 田原 孝明

